

2022年4月28日(木)

関係者各位

一般社団法人 日本リユース業協会
代表理事 堀内 康隆
問い合わせ先 事務局長 星野 雄一

当協会における買取催事に関する遵守事項について

我々一般社団法人 日本リユース業協会は、リユース業界全体が透明性の高い健全なる発展を通じて、持続可能な循環型社会の形成に貢献することを理念に掲げ、かねてよりリユース業の認知向上および健全なビジネス環境の発展に資するべく活動しております。

昨今においては、2018年の古物営業法の改正により、仮設店舗による買取が可能となったことで、各社が総合スーパーマーケットやショッピングモール等での買取催事を実施する機会も多くなりました。

しかしながら大変残念なことに、その場限りのイベントという催事の特徴を悪用し、法令や社会通念を逸脱する行為を働く業者の存在が近年多数確認されております。

このような一部の悪質業者の存在により、生活者へはもちろん、催事スペースの提供企業へも大きな損害を生じさせることとなり、ひいてはリユース業界全体の信頼を損ねる事態となってしまうことは想像に難くありません。

そこで当協会は「買取催事に関する遵守事項」を策定し、協会参画企業はこれらの遵守により買取催事の透明性ならびに信頼性を担保することといたします。

下記がその遵守事項となります。

- ① 古物商許可の標識掲示、行商従業者証携帯
- ② 単品での査定額提示を基本とする（※ただし、低単価商材の場合はまとめ提示も可）
- ③ 査定表控えのお渡しの徹底
- ④ 開催主の連絡先電話番号の明示
- ⑤ 無理な勧誘、強引なチラシ配布の禁止
- ⑥ 事前配布広告物に記載の営業時間厳守
- ⑦ 実施店舗が定める各種ガイドラインを遵守

当団体はこれからもリユース業界の透明性の高い健全なる発展のため、また安心してサービスを利用できるよう消費者を守るため、協会として社会的責任を果たすべく尽力してまいります。

今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

<本件に関するお問合せ先>

一般社団法人 日本リユース業協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-12 虎ノ門水野ビル 5F

TEL:03-6435-6035 URL: <https://www.re-use.jp/>